住宅宿泊管理業の登録の更新に関する注意事項

国土交通省

住宅宿泊管理業の登録の更新をご予定の場合は、登録有効期間満了の90日前から30日前までの間に更新申請を行う必要があります。なお、特にご注意いただきたい点を以下に記載します。

特にご注意いただきたい点

①民泊制度運営システム（以下「システム」という。）利用せずに書面申請で登録を受けている住宅宿泊管理業者は、別途システム利用に関する申込手続を行っていただくことで、システム利用した更新手続が可能となります。

②更新申請に際しては収入印紙（システムを利用して申請する場合：￥19, 100、システムを利用せず申請する場合：￥19, 700）が必要となります。システムを利用する場合、利用しない場合、いずれの場合も、収入印紙を第一号様式第六面に貼り付けて、建設産業課住宅宿泊管理業係まで送付してください。

③商号、名称又は氏名、住所、代表者、役員、主たる事務所、従たる事務所の所在地等の変更が生じた場合は、更新申請とは別に登録事項変更届出書（第七号様式）及び必要な添付書類を提出してください。

住宅宿泊管理業の登録の更新に関する注意事項

国土交通省

④業務体制に変更があった場合には、更新申請とは別に「必要な体制に係る変更報告書面（表紙）」及び必要な添付書類を提出してください。

⑤住宅宿泊事業法第25条第１項第１号から11号のいずれかに該当する場合、登録の更新ができません。なお、第10号に掲げる「財産的基礎」については、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第8条において基準が定められておりますので、ご確認ください。

（参考）

住宅宿泊事業法第25条

十　住宅宿泊管理業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第8条

法第25条第１項第10号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　負債の合計額が資産の合計額を超えないこと※１。

二　支払不能に陥っていないこと。

※１　直近の決算書で負債の合計額が資産の合計額を超えている場合で、有効期間満了後の住宅宿泊管理業の継続をご検討の場合は、建設産業課住宅宿泊管理業係までお問い合わせください。

住宅宿泊管理業の登録の更新に関する注意事項

国土交通省

⑥登録の更新がなされず、有効期間が満了した場合、住宅宿泊管理業の登録は失効しますので、ご注意ください※２。

※２　契約期間中に失効した場合、残りの契約期間に係る住宅宿泊管理業務を行うことはできません。

⑦住宅宿泊管理業の登録を更新しない場合は、廃業等届出書（第八号様式）を提出してください。

更新申請の記載方法はこちらの国土交通省のURLをご参照ください。
登録事項変更届出書（第七号様式）、必要な体制に係る変更報告書面（表紙）、廃業等届出書（第八号様式）もこちらに掲載しております。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000135.html

【書類提出先】
〒060-8511　札幌市北区北8条西2丁目　札幌第1合同庁舎
北海道開発局事業振興部　建設産業課　住宅宿泊管理業係

電話　011-709-2311（5888）
ファックス　011-738-0235